

大宮区役所新庁舎整備事業に関する基本協定書（案）

大宮区役所新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）に関して、さいたま市（以下「市」という。）と●グループ（以下「本民間事業者」という。）の構成員である[]（代表企業）、[]及び[]、協力会社である[]及び[]は、次の条項によりこの基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、本件事業に関し本民間事業者が落札者として決定したことを確認し、市と本民間事業者の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で締結する、本件事業の基本事項並びに大宮区役所の設計、建設（既存施設の解体を含む。以下同じ。）、維持管理、運営の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約（以下「事業契約」という。）の締結並びに本件事業の実施に向けて、市及び本民間事業者双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（市及び本民間事業者の義務）

第2条 市及び本民間事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 本民間事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続きに係るさいたま市PFI等審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。

（事業予定者の設立等）

第3条 本民間事業者は、この基本協定締結後、事業予定者を設立し、事業契約の仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記簿の全部事項証明書を市に提出しなければならない。

2 前項の事業予定者の設立に当たっては、本民間事業者の構成員は必ず事業予定者に出資しなければならない。また、設立後も事業予定者の株式を保有しなければならない。

3 事業予定者に係る株式の議決権に対する、本民間事業者の構成員が保有する株式の議決権の割合は、50%を超えなければならない。また構成員以外の株主の出資比率が出資者中で最大となってはならない。

4 本民間事業者は、事業予定者の取締役が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを市に報告させるものとする。

5 事業契約期間中において、本民間事業者の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められる場合には、市は出資比率の変更について協議に応じることができる。

（株式の譲渡）

第4条 事業予定者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

（業務等の委託及び請負）

第5条 本民間事業者は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

(1) 設計に係る業務

[会社名]

- | | |
|-------------------------|-------|
| (2) 工事監理に係る業務 | [会社名] |
| (3) 建設に係る業務 | [会社名] |
| (4) 維持管理に係る業務 | [会社名] |
| (5) 運営に係る業務(図書館の運営を除く。) | [会社名] |
| (6) 図書館の運営に係る業務 | [会社名] |

※(1)から(6)は、提案に基づき必要な記載の調整を行います。

2 本民間事業者は、前項に規定する業務等を委託し、又は請け負わせる者（以下この条において「受託者等」という。）と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを市に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約の締結等)

第6条 市及び本民間事業者は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成28年●月●日を目途に、市と事業予定者間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に本民間事業者の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約を締結しない。

(1) 本民間事業者の構成員若しくは協力会社又は当該構成員若しくは協力会社を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「本民間事業者等」という。)が、本事業の入札について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、本民間事業者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1号(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 本事業の入札に関し、本民間事業者の構成員又は協力会社(それらの者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)の独占禁止法第89条第1項又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定にかかわらず、本民間事業者の構成員又は協力会社のいずれかにおいて、事業契約の本契約の締結までに本事業の入札に係る入札説明書に定める入札参加資格(以下、本項で「本件参加資格」という。)を欠くに至ったときは、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が本件参加資格を欠くに至った場合で、事業予定者又は本民間事業者が、本件参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、本件参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が本件参加資格の確認及び事業予定者の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、事業契約の仮契約又は本契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力会社の本件参加資格を確認する基準日は、当初の構成員又は協力会社が本件参加資格を欠いた日とする。

3 市及び本民間事業者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

4 本民間事業者は、事業予定者と市との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙1の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する本民間事業者の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。

5 市は、事業予定者又は本民間事業者の構成員若しくは協力会社のいずれかのその責めに帰すべき事由（本民間事業者の構成員又は協力会社に第1項各号の及び第2項の事由が生じた場合を含む。）により事業契約を締結しない場合には、本民間事業者又は事業予定者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額の100分の5に相当する金額の違約金を市の指定する期間内に支払うことを請求することができるものとし、事業予定者並びに本民間事業者の構成員及び協力会社は、かかる請求を受けたときは、連帯して違約金を支払わなければならない。

（準備行為等）

第7条 事業契約締結前であっても、本民間事業者は、本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で本民間事業者に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び本民間事業者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第5項及び第9条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（談合その他の不正行為に係る賠償の予定）

第9条 事業契約の本契約の締結後、本民間事業者の構成員又は協力会社のいずれかが事業契約に関して第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の解除の有無にかかわらず、本民間事業者の構成員及び協力会社は事業契約の契約金額の10分の1に相当する額の違約金を市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項に規定する場合において、本民間事業者の構成員及び協力会社は連帯して違約金を市に支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（秘密保持）

第10条 市及び本民間事業者は、この基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、本民間事業者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市がさいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に基づき開示する場合は、この限りでない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第11条 この基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を●通作成し、市及び●グループの構成員及び協力会社が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年●月●日

市：さいたま市市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

本民間事業者 : 構成員 (代表企業)



代表取締役

構成員



代表取締役

構成員



代表取締役

協力会社



代表取締役

協力会社



代表取締役

別紙1 出資者保証書の様式

平成●年●月●日

さいたま市
さいたま市長 [] 様

出 資 者 保 証 書

さいたま市（以下「市」という。）と[SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付けで締結された大宮区役所新庁舎整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者の構成員である●会社、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成17年 法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、●株であること。
(2) 落札者の構成員が保有する事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者の構成員でない者が保有する事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成●年●月●日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第2項及び第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

●会社
代表者

●会社
代表者

●会社
代表者

別紙2 誓約書の様式

平成●年●月●日

さいたま市
さいたま市長 [] 様

誓 約 書

さいたま市（以下「市」という。）及び[SPC名称]（以下「事業者」という。）間で、平成●年●月●日付けで締結された大宮区役所新庁舎整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式数は、●株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市の承諾を得ること。

以 上

住所
氏名 ●会社
代表者